

別表一(一)

30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

御注意

1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかか、法人税額(別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)が5億円以下である法人
 ① 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかか、法人税額(別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)が5億円以下である法人
 ② 法人税法第41条の7に規定する受託法人(2)において「受託法人」といいます。
 ③ 相互会社
 2 ①から③までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本金若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等及び人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます。(1)に該当する場合は記載します。

納税地 (フリガナ) 電話() -	事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円 非唯小法人等 同上が一億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	納税額 16	所得税額等の還付金額 (45)
法人名 (フリガナ)	同非区分 特 定 同 族 会 社 同 族 会 社 非 同 族 会 社	法人税額 (36)又は(37)	この中間納付額 17
代表者 自署押印	一般社団・財団法人の区分 非 営 利 法 人 普 通 法 人	法人税額の特別控除額 (別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」) 法人税額(別表三(一)「24」) 法人税額の特別控除額(別表三(二)「25」) 課税土地譲渡利益金額(別表三(三)「26」) 同上に対する税額(38)+(39)+(40)	所得税額等の還付金額 (45)
代表者 住所	経理責任者 自署押印	課税土地譲渡利益金額 (別表三(三)「26」) 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)	16
	旧納税地及び旧法人名等	課税留保金額 (別表三(一)「39」) 同上に対する税額 (別表三(一)「47」)	17
	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	18

平成 年 月 日

事業年度分の 申告書

平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日 の計算期間 平成 年 月 日)

翌年以降送付要否 要 否

適用額明細書提出の有無 有 無

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十億 百万 千 円	この	所得税額等の還付金額 (45)	16	十億 百万 千 円
法人税額 (36)又は(37)	2		30欄	この中間納付額	17	
法人税額の特別控除額 (別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)	3		中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の			
差引法人税額 (2)-(3)	4		①租税特別措置法の条項欄に、			
連納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「同第2号」※2			
課税土地譲渡利益金額 (別表三(三)「26」)	6	0 0	②区分番号に、「00380」※1又は「00381」※2			
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)	7		③適用額欄に、当該別表一(一)30欄の金額(円単位)を記載してください。			
課税留保金額 (別表三(一)「39」)	8	0 0	(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。			
同上に対する税額 (別表三(一)「47」)	9		2 当該別表一(一)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。			
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10					
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11					
控除税額 (10)-(11)と(43)のうち少ない金額	12					
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13	0 0				
中間申告分の法人税額	14	0 0				
差引確定税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入	15	0 0				
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×2 相当額のうち少ない金額	30	0 0 0				
法人税額等の場合 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(30)	31	0 0 0				
所得金額(1) (30)+(31)	32	0 0 0				
所得金額(1)	33	0 0 0				
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38					
同上 (別表三(二)「28」)	39					
所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	41					
外国税額 (別表六(二)「16」)	42					
計 (41)+(42)	43					
控除した金額 (12)	44					
控除しきれなかった金額 (43)-(44)	45					

※1 第42条の3の2第1項第1号「00380」
 普通法人のうち当該各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本金若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※2 第42条の3の2第1項第2号「00381」
 一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合等

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二二五・四・一以後終了事業年度分

法 0301-0101

税理士 署名押印